



新通報機開発に向けてのフローチャート

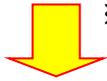
※緑枠が各社メーカー主体の流れとなります

防災安全課防災福祉係に機器の仕様について相談、情報提供



※（一財）日本消防設備安全センターに相談、情報提供

※日本産業規格 Q17065 に定める要求事項に基づき緊急通報装置の認証業務を行う第三者機関



機器開発



開発した新通報機と当庁の受信機との適合試験等
⇒お早目に防災福祉係にご相談ください。



東京消防庁の基準に合致した機器としての第三者認証を得る。
【第三者認証の取得方法】
東京消防庁の基準に合致しているか否かは、（一財）日本消防設備安全センターにおける認証事務に併せて依頼し確認する。

東京消防庁の通報機器の基準について

当庁の基準は国の基準に準拠し、+αとして当庁の独自基準を付加したものとなっています。よって認証方法としては、①機器の仕様書を安全センターに提出し、②安全センターでは第1に国の基準と重なる部分について認証事務を行い、③+αの当庁の独自基準の部分については、仕様書から通報機器が当庁の基準に合致しているかどうかを確認し、その結果を当庁に情報提供するという流れになります。



東京消防庁への（一財）日本消防設備安全センターからの情報提供



当庁における情報提供内容の確認



消防総監による承認



当庁から各区市町村への情報提供

